

事業者 向け

ごみ分別辞典

産業廃棄物

資源

一般廃棄物

地球環境と
生活環境をきれいに！

適正に処理する
責任があります！

家庭ごみとは
分け方・出し方が
異なります！

めぐるちゃん

(ごみ減量・リサイクルシンボルキャラクター)

50音別一覧表

あ	17
か	17
さ	19
た	20
な	21
は	21
ま	22
や	22
ら	22
わ	22

目次

事業系ごみとは？	1
事業系ごみの出し方	2
事業者が守るべきこととは？	3
事業系ごみの種類	5
【産廃】廃プラスチック類	7
【産廃】金属くず	7
【産廃】ガラス・コンクリート・陶磁器くず…	8
【産廃】廃油	8
【産廃】混合物	9

【資源】びん・缶・ペットボトル	11
【資源】古紙	12
【一廃】生ごみ	13
【一廃】紙くず	13
【一廃】木くず	14
【一廃】繊維くず・皮革類	14
産業廃棄物の各種基準	15
50音別一覧表	17

1. 事業系ごみとは？

事務所、商店、飲食店、農家、学校などの事業活動に伴って排出されるごみは「事業系ごみ」であり、**家庭ごみとは分別・排出ルールが異なります。**

確 認

事業活動とは、営利を目的とした活動以外に、公共事業や公益事業等も含みます。また、法人・個人の別、事業規模の大小は問いません。



石割メイちゃん
(環境部ウェブサイト
イメージキャラクター)

めぐるちゃん、例えば仕事で使うプラスチック製のボールペンは不燃ごみではないの？



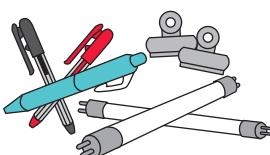
めぐるちゃん
(ごみ減量・リサイクル
シンボルキャラクター)

確かに家庭から出る場合は、不燃ごみで正解なんだけど、事業所から出る場合は、**産業廃棄物（廃プラスチック類
や金属くず）**に該当するんだよ！

事業活動
で発生



産業廃棄物



廃棄物処理法*で定められた20種類の廃棄物です。その中でも爆発性、毒性、感染性等のあるものは、特別管理産業廃棄物として定められています。

【具体例】

- 廃プラスチック類
- ガラスくず
- 金属くず

詳しくは
P7~

事業系ごみには再資源化できるもの（以下「資源」といいます。）が含まれています。

資源回収業者へ直接持ち込むことで、コスト削減につなげることもできます。

【具体例】

- びん・缶・ペットボトル
- 古紙

詳しくは
P11~

(事業系)
一般廃棄物



事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいいます。産業廃棄物と資源を分けて、残ったものが一般廃棄物となります。

【具体例】

- 生ごみ
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず

詳しくは
P13~

一般家庭
で発生



(家庭系)
一般廃棄物
三家庭ごみ



一般家庭の日常生活で生じた廃棄物をいいます。

【具体例】

- 可燃ごみ
- 不燃ごみ
- 粗大ごみ
- 古紙
- びん・缶・ペットボトル
- プラスチック製容器包装
- 紙製容器包装
- 家電4品目

等

2. 事業系ごみの出し方

産業廃棄物はマニフェストを交付・委託基準を順守して産業廃棄物の収集運搬業者並びに処分業者へ処理を委託するか、処理を委託した産業廃棄物の処分業者の施設へ直接搬入します。なお、**産業廃棄物は組合の施設に搬入することができません。**



産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の案内

(一社) 岩手県産業資源循環協会
TEL 019-625-2201
〒020-0023 盛岡市内丸16-15 内丸ビル5階

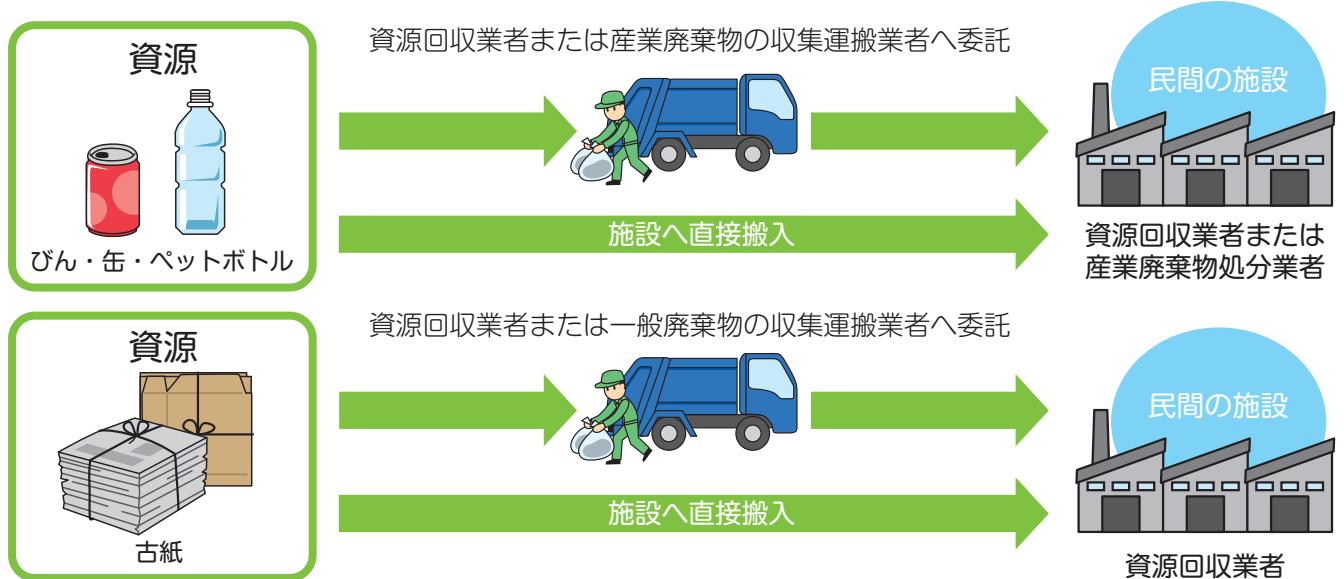
産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の一覧

盛岡市または岩手県
のHPで検索

産業廃棄物処理業者



資源は資源回収業者または産業廃棄物（古紙は一般廃棄物）の収集運搬業者並びに処分業者へ処理を委託するか、資源回収業者の施設または処理を委託した産業廃棄物の処分業者の施設へ直接搬入します。なお、**従業員の飲食に伴うびん・缶・ペットボトル（中を水ですすいで、ふたとラベルを外したもの）に限り、一般廃棄物の収集運搬業者へ処理を委託するか、清掃センターに直接搬入できます。**



一般廃棄物は一般廃棄物の収集運搬業者へ処理を委託するか、清掃センターへ直接搬入します。



3. 事業者が守るべきこととは？

- 1 事業系ごみは自ら処理するか、許可を持つ処理業者に委託すること。
- 2 資源の再利用と事業系ごみの減量に努めること。
- 3 製造／加工／販売する際は、処理しやすい製品・容器等にすること。
- 4 適正な処理を確保し、国や自治体のごみ減量の施策に協力すること。



事業者さんは、なぜこれらを守らなければいけないの？



廃棄物処理法に「**事業者の責務**」として定められているからだよ。大量消費社会から循環型社会へ舵取りする中で明記されたんだ！

廃棄物処理法

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

注意 地域の集積場所へ事業系ごみを出してはいけません！

地域の集積場所にごみを出すと、家庭ごみと一緒に行政収集されてしまうため、“事業者自らの責任において適正に処理しなければならない”という責務を全うしていないことになります！

／ 町内会費を払っていても
出すことができないよ！



チェック ✓ 処理を委託する際は、委託の基準を守りましょう！

委託基準
P15

【委託基準違反】

排出事業者が無許可の収集運搬業者並びに処分業者に委託した場合、**5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）**などの罰則が科せられます。

例1) 一般廃棄物の収集運搬を一般廃棄物収集運搬業の許可を持たない業者へ委託してはいけません。



例2) 特別管理産業廃棄物の処分を特別管理産業廃棄物処分業の許可を持たない業者へ委託してはいけません。



チェック ✓ 適正処理しないと厳しい罰則が科せられます！

【不法投棄の禁止】

廃棄物を河川、道路、山林等に捨てたり放置すること（不法投棄）は、廃棄物処理法第16条により禁止されています。

自分の土地であっても、廃棄物を埋めたり、山積みし、放置することは、不法投棄に該当します。



罰則：5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）など

【野外焼却の禁止】

風俗習慣上の行事のための焼却等の一部の例外を除いて、廃棄物処理法第16条の2及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）第52条により禁止されています。



罰則：5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）など

注意

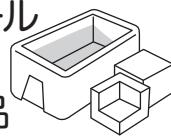
委託した業者が不法投棄や野外焼却を行った場合であっても、排出事業者の責任が問われることがあります！

4. 事業系ごみの種類

産業廃棄物 （一例）

廃プラスチック類

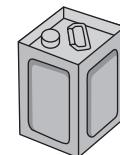
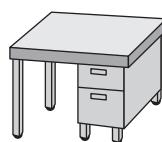
- ・発泡スチロール
- ・事務用品
- ・化学繊維製品



詳しくは
P 7

金属くず

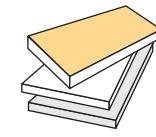
- ・クリップ
- ・事務用机
- ・一斗缶



詳しくは
P 7

ガラス コンクリート 陶磁器くず

- ・割れた食器
- ・汚れたびん
- ・石膏ボード



詳しくは
P 8

廃油

- ・食用油
- ・エンジンオイル
- ・灯油

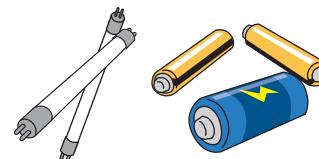
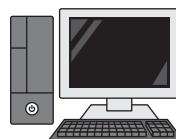


詳しくは
P 8

混合物

2種類以上の
産業廃棄物で
構成

- ・パソコン
- ・蛍光灯
- ・電池



詳しくは
P 9

産業廃棄物の種類 一覧

全ての業種が対象

特定の業種が対象

廃プラスチック類	・発泡スチロール	廃油	鉱物性油及び植物性油等の全ての廃油、廃溶剤	紙くず
	・プラスチック製容器（油、洗剤等）			
	・廃プラスチック製品（事務用品等）			

廃酸	廃硫酸、廃塩酸等全ての酸性廃液
燃え殻	焼却残灰、石炭がらの焼却残渣

木くず	木材／木製品製造業等の木くず、建設工事（工作物の新築、改裝または除去）で出た木くず、廃パレット（全業種）※
-----	---

金属くず	・事務用机	汚泥	製造業工業排水等の処理後に残る汚泥状のもの	繊維くず
	・ロッカ一			
	・鉄くず			

廃アルカリ	廃ソーダ液等全ての廃アルカリ性廃液
ゴムくず	天然のゴムくず（切断くず等）

動植物性残渣	食品製造業等で原料に使用した動物性または植物性の固形状の不要物
--------	---------------------------------

ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	・割れたびん	鉱さい	電気炉からの残さい、廃錫物砂	動物系固形不要物
	・食器類			
	・石膏ボード			

がれき類	工作物の撤去に伴って生じたコンクリートの破片等の各種廃材
ぱいじん	ぱい煙発生施設等の集じん捕集ダスト

家畜ふん尿 家畜死体	畜産農業の牛、豚等のふん尿又は死体
---------------	-------------------

その他	産業廃棄物を処分するために処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの
-----	---------------------------------------

※木製の廃パレットは全業種が対象

特別管理産業廃棄物	廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル処理物、廃石綿等、廃水銀等、その他の有害廃棄物
-----------	---

資源

びん 缶 ペット ボトル

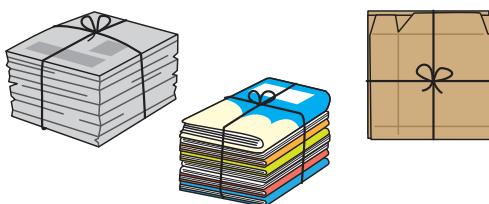
- ・空きびん
- ・空き缶
- ・ペットボトル



詳しくは
P11

古紙

- ・新聞（折込チラシを含む）
- ・雑誌
- ・段ボール
- ・雑がみ
- ・OA紙



詳しくは
P12

一般廃棄物

生ごみ

- ・食べ残し
- ・食品の売れ残り
- ・調理くず



詳しくは
P13

紙くず

資源化できない
紙類（禁忌品）

- | | |
|--------|---------|
| ・ティッシュ | ・銀紙 |
| ・複写伝票 | ・防水加工の紙 |
| ・圧着はがき | ・汚れた紙 |
| ・感熱紙 | ・濡れた紙 |
| ・写真 | ・匂いのある紙 |



詳しくは
P13

木くず

長さ50cm、
太さ5cm以内
に限る

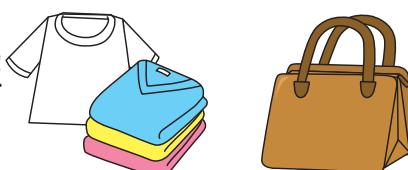
- ・庭木
- ・せん定枝
- ・板



詳しくは
P14

繊維くず 皮革類

- ・天然素材の衣服
- ・本皮製品



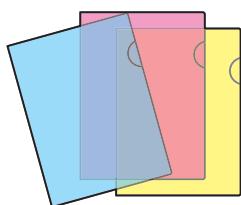
詳しくは
P14



産廃

廃プラスチック類の具体例

プラスチック製品・くず



クリアファイル



容器・包装

合成繊維（皮革）製品・くず

※天然素材のものは一般廃棄物



作業着



クッション・布団

事業活動に伴うペットボトル



ペットボトル

※従業員の飲食に伴うもので、中を水ですすぎ、ふたとラベルを外したものは、資源として排出できます。

詳しくは
P11

合成ゴム製品・くず

※天然ゴムのものは産廃の「ゴムくず」



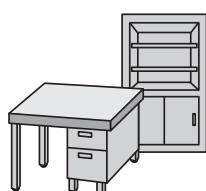
タイヤ



産廃

金属くずの具体例

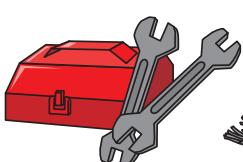
金属製品・くず



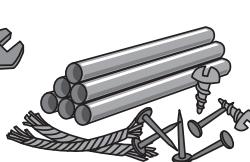
事務用品



調理器具



工具類



建築資材



研磨くず

缶類



空き缶

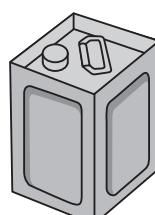
※飲食用途の空き缶は、水ですすいで付着物を取り除くと、資源として排出できます。

詳しくは
P11



スプレー缶

使い切ること。
ガス抜きについては、
委託業者に確認すること。



一斗缶



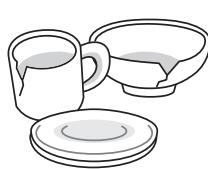
産廃

ガラス・コンクリート・陶磁器くずの具体例

ガラスや陶磁器製品・くず



割れたガラスや食器



汚れたびん



石膏ボード

コンクリートくず

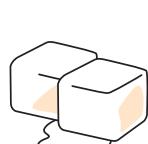
※製造工程等で発生したもの
工作物の新築、改築又は除去
に伴って生じたものは産廃の
「がれき類」



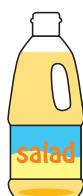
産廃

廃油の具体例

動植物性油



牛脂



サラダ油

鉱物性油



エンジンオイル



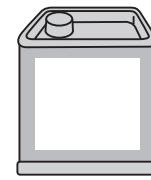
潤滑油

特別管理産業廃棄物※

引火性廃油



灯油



シンナー

※爆発性、毒性、感染性のある産業廃棄物

産業廃棄物はマニフェストを交付・委託基準を順守して産業廃棄物の収集運搬業者並びに処分業者へ処理を委託するか、処理を委託した産業廃棄物の処分業者の施設へ直接搬入してください。

産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の案内

(一社) 岩手県産業資源循環協会
TEL 019-625-2201
〒020-0023 盛岡市内丸16-15 内丸ビル5階

産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の一覧

盛岡市または岩手県
のHPで検索

産業廃棄物処理業者



チェック ✓ 産業廃棄物の適正処理のためのセルフチェックシート

産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物の処理にあたり、適正処理（法令順守）がなされているかを自ら確認するためのチェックシートを盛岡市のホームページに掲載しています。盛岡市以外の排出事業者は参考にしてください。

セルフチェックシートのダウンロード先

盛岡市のHPで検索

産廃 チェックシート





産廃

混合物(2種類以上の産業廃棄物で構成されるもの)

例) 「廃プラスチック」と「金属くず」の混合物



事務用椅子



事務用品



傘



スノーダンプ



許可を持つ業者へ

小型家電



(例)



PC周辺機器

電気コード類

不要になった小型家電はできるだけ認定事業者に引き渡しましょう。

小型家電の認定事業者一覧

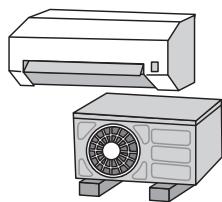
環境省のHPで検索 小型家電 認定事業者 <http://www.env.go.jp>

注意

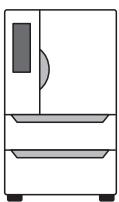
スーパー等に設置されている
回収ボックスは使用できません!

家電4品目(一般家庭向けの製品に限る)

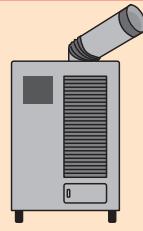
家電リサイクル法によって、製造メーカーによるリサイクルが義務付けられています。

エアコン
(室内機・室外機)

テレビ

冷蔵庫・
冷凍庫洗濯機・
衣類乾燥機

業務用保冷庫



冷風機

対象外 (産業廃棄物として処理)

【処分方法】

- ①新しい製品に買い替える場合は、販売店へ引取りを依頼する。
- ②購入当時に利用した販売業者に引取りを依頼する。
- ③産業廃棄物の収集運搬許可業者へ委託し、指定引取場所へ運搬を依頼する。
- ④予め郵便局でリサイクル料金を支払い排出事業者自ら指定引取場所へ運搬する。

指定引取場所

*メーカーにかかわらず、どちらにも持ち込むことができます。

株アルブス物流北上営業所 盛岡デポ
八幡平市大更第1地割239-6
☎0195-75-2277



日本通運(株) 盛岡支店
矢巾町流通センター南2-4-35
☎019-637-6411



対象機器及びリサイクル料金については、家電リサイクル券センターのホームページで確認できます。

家電リサイクル券センター <http://www.rkc.aeha.or.jp>

パソコン・ディスプレイ

資源有効利用促進法に基づき、製造メーカーが引き取り、リサイクルしています。



各メーカーの受付窓口はパソコン3R推進協会のホームページでご確認できます。

パソコン3R推進協会 <http://www.pc3r.jp>

蛍光管（水銀使用製品を含む）

蛍光管は「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」の混合物ですが、水銀を含む製品の場合は、**水銀使用製品産業廃棄物**の収集運搬並びに処分の許可を持つ業者へ委託する必要があります。



※業者へ引き渡すまでは、他の廃棄物と混合したり、破損して水銀を飛散させないように、品目毎に、形状・大きさ・材質に適した容器に整理し保管しましょう。

注意

スーパー等に設置されている
回収ボックスは使用できません！

乾電池・充電池（水銀使用製品を含む）

電池は種類を確認して処理する必要があります。水銀を含む製品の場合は、**水銀使用製品産業廃棄物**の収集運搬並びに処分の許可を持つ業者へ委託する必要があります。



水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬並びに処分の許可を持つ業者は、P8の「産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の一覧」から確認することができます。

注意

スーパー等に設置されている
回収ボックスは使用できません！



ニカド電池

ニッケル水素電池

リチウムイオン電池

小型充電式電池

小型充電式電池の回収方法は(一社)JBRCのホームページでご確認できます。

JBRC <http://www.jbrc.com>



資源

びん・缶・ペットボトル

びん・缶・ペットボトルは中を水ですすぎ、びんはふたを、ペットボトルはふたとラベルを外し、種類ごとに分別・保管してください。処理は資源回収業者または産業廃棄物の収集運搬業者並びに処分業者へ処理を委託するか、資源回収業者の施設または処理を委託した産業廃棄物の処分業者の施設へ直接搬入してください。

なお、従業員の飲食に伴うびん・缶・ペットボトルに限り、一般廃棄物として、一般廃棄物の収集運搬業者へ処理を委託するか、清掃センターに直接搬入できます。



中を水ですすぐこと、ふたとラベルを外すこと

種類毎に分別・保管

処理を委託するか、
資源回収業者へ直接搬入



産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の案内

(一社) 岩手県産業資源循環協会

TEL 019-625-2201

〒020-0023 盛岡市内丸16-15 内丸ビル5階

従業員の飲食に伴うものに限り、
清掃センターに直接搬入

※透明または半透明の袋を用いること



資源回収業者・一般廃棄物の収集運搬業者の一覧

組合のHPで検索

事業系一般廃棄物



清掃センター

【ふたとラベルを分別する際の注意点】素材によって分けて出すこと。



びんのふた(金属製)



産業廃棄物の
「金属くず」へ



ペットボトルのふた
とラベル (プラスチック製)



産業廃棄物の
「廃プラスチック類」へ

従業員の飲食に伴つて出たふたとラベルは一般廃棄物として処理できます。



資源 古紙

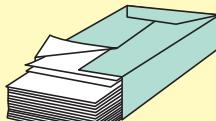
古紙は種類ごとに分別・保管して、資源回収業者または一般廃棄物※の収集運搬業者へ処理を委託するか、資源回収業者へ直接搬入してください。※紙製品製造業等から排出された場合は産業廃棄物



新聞
(折込チラシを含む)



段ボール



OA 紙



雑誌
(週刊誌、パンフレット等)



雑がみ

※業者ごとに出し方が異なるので
事前に電話等で確認してください。

雑がみ一例

- 厚紙
- 菓子箱
- 紙ファイル
- 紙袋

- カレンダー
- ティッシュ箱
- 封筒
- ポスター

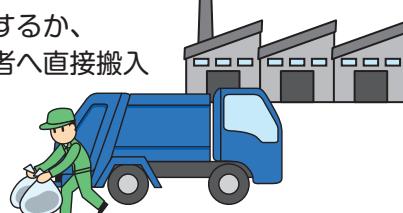
- 名刺
- メモ帳
- ロールの芯
- 6缶パック包装

注意

資源化できない紙類(禁忌品)は
一般廃棄物として出すこと!

見比べ!
P13

処理を委託するか、
資源回収業者へ直接搬入



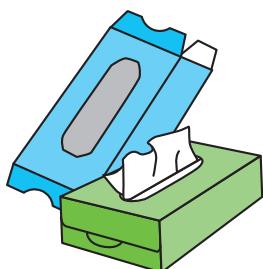
種類毎に
分別・保管

すぐに業者が収集でき
ない場合などに備
えて保管場所を確保
しておこうね!



資源回収業者・一般廃棄物の収集運搬業者の一覧
組合のHPで検索 **事業系一般廃棄物**

【雑がみを分別する際の注意点】紙以外の素材の部分を分けて出すこと。



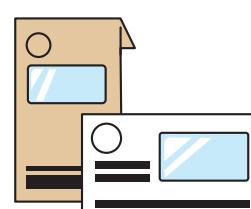
ティッシュ箱

ビニール部分は
産業廃棄物の
「廃プラスチック類」へ



紙ファイルやカレンダー

留め具は素材に応じて
産業廃棄物の
「金属くず」や「廃プラスチック類」へ



封筒

セロハン窓は
産業廃棄物の
「廃プラスチック類」へ



一 廃 一般廃棄物の具体例

一般廃棄物は一般廃棄物の収集運搬業者へ処理を委託するか、清掃センターへ直接搬入してください。

生ごみ



食べ残し、売れ残り、調理くず等

※食品製造業等から排出された場合は、産業廃棄物

「3きり」を徹底しましょう！

■使いきり

仕入れの量は適切ですか？

■食べきり

食品ロスを減らせませんか？

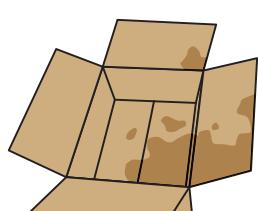
■水きり

水分を多く含んでいませんか？

処理重量が減ればコストの削減につながることも！

資源化できない紙類(禁忌品)

汚れた（濡れた）紙

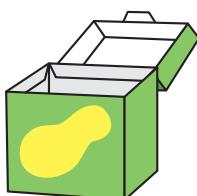


(油等で)
汚れた段ボール

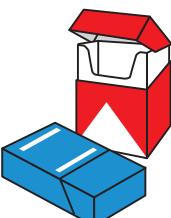


食品が入って^{いた}紙

匂いのついた紙



洗剤容器



たばこの箱

防水加工された紙



紙コップ

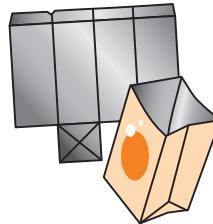


カップラー
メンの容器

金銀が箔押しされた紙



金紙が箔押し
された菓子箱



中が銀の
紙パック

これらの他に、資源化できない紙類(禁忌品)として、
圧着はがき、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、粘着物が付着した封筒、シール、印画紙
の写真、インクジェット写真プリント用紙、捺染紙、ロウ付き段ボール等があります。

注意

上記以外の資源化可能な古紙類は資源回収業者へ引き渡しましょう！

見比べ!
P12

木くず



長さ50cm×
太さ5cm以下に
限る



留め具等は素材に応じて
産業廃棄物の「金属くず」や
「廃プラスチック類」へ

繊維くず・皮革類



天然素材の衣服・タオル



本革のかばん・靴



合成繊維・合成皮革の衣服等



産業廃棄物の
「廃プラスチック類」へ

注意

一般廃棄物として出せる繊維くず・皮革類は
天然素材のものに限られます。

処理を委託する場合

組合のHPで検索

事業系一般廃棄物



直接搬入する場合

清掃センター

5. 産業廃棄物の各種基準

【産業廃棄物の保管基準】

分別して保管するほか、保管場所には囲いを設けて関係者以外が立ち入らないようにすること。また、飛散、流出、悪臭の発散が生じないよう必要に応じて容器等を使用するとともに、ねずみの生息や蚊、はえ等の発生を防ぐこと。

【産業廃棄物の保管場所の掲示について（掲示例）】

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 金属くず
最大積み上げ高さ	1.8m
管理者氏名・連絡先	○○○○ △△ ×× ○○○-△△△-×××

縦60cm以上×横60cm以上で設置すること。

屋外で容器を用いないで保管する場合は最大積み上げ高さを記載すること。

【産業廃棄物の処理基準（自己運搬）】

自らが排出した産業廃棄物を運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要です。ただし、飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止措置を講じるほか、次の収集運搬許可業者と同様の基準に従わなければなりません。

【車両の表示について（表示例）】

産業廃棄物収集運搬車両

産業廃棄物収集運搬車両であることを表示すること
(1文字の大きさが縦横5cm以上)

○○○○

氏名又は名称を表示すること
(1文字の大きさが縦横3cm以上)

※見やすさのこと、鮮明であること、両側面に表示すること、識別しやすい色の文字であること

【書類の備え付けについて】

収集運搬する車両に、次の内容を記載した書面を備え付けること。

- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

【産業廃棄物の委託基準】

産業廃棄物の委託処理にあたっては、委託基準を遵守しなければなりません。

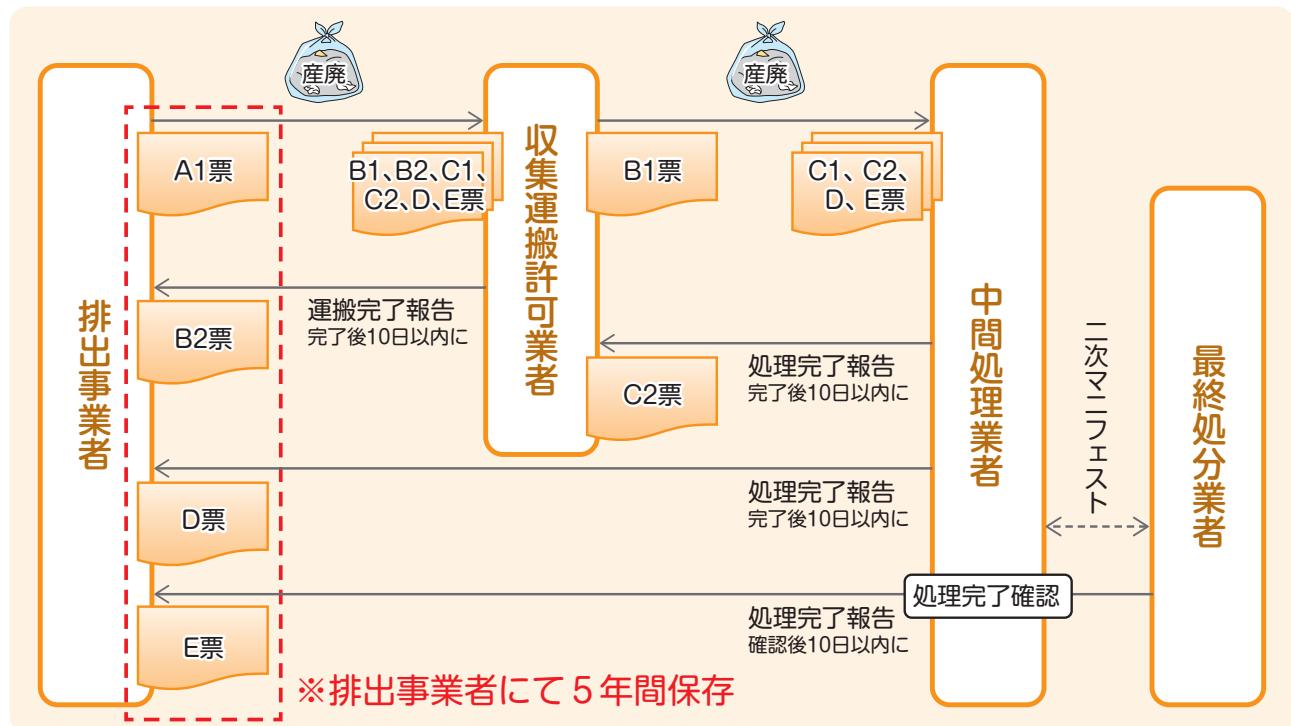
- 書面で契約を結ぶこと。
- 収集運搬許可業者、処分業者のそれぞれと契約を結ぶこと。
- 委託契約書には廃棄物処理法施行令等で定められる一定の事項を含むこと。
- 委託契約書に許可証等の写しが添付されていること。
- 委託契約書は契約の終了日から5年間保存すること。
- 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、受託者に文書で種類等を通知すること。

【マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度】

排出事業者には、産業廃棄物の処理を委託する場合、産業廃棄物処理業者に対しマニフェストを交付することが義務付けられています。

マニフェストにより、産業廃棄物の収集運搬、処分の流れを把握し、不法投棄等の不適正処理を防止することができます。

マニフェスト(紙)の流れ



マニフェスト交付状況の報告

マニフェストを交付したすべての事業者は、前年度の交付等の状況について、毎年6月30日までに、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を市廃棄物対策課に提出(盛岡市以外は岩手県)する必要があります。

※自己運搬、自己処分したものや電子マニフェストを利用したものについては報告不要です。

措置内容の報告

次の事項が生じてから30日以内に、産業廃棄物の処理状況を確認し、必要な措置を講じたうえで、「措置内容等報告書」を市廃棄物対策課へ提出(盛岡市以外は岩手県)する必要があります。

- マニフェスト交付日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内にB2票またはD票が戻ってこない場合
- マニフェスト交付日から180日以内にE票が戻ってこない場合
- 必要事項が記載されていないマニフェストの写しが戻ってきた場合
- 虚偽の記載のあるマニフェストの写しが戻ってきた場合
- 処理困難通知を受けた際に処理が終了した旨のマニフェストの送付を受けていない場合

チェック ✓ 電子マニフェスト制度

紙マニフェストと比べて、保存や報告が不要になる等のメリットがあります。加入手続き等は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページで確認できます。

日本産業廃棄物処理振興センター



<http://www.jwnet.or.jp>

6. 50音別一覧表

【色分け凡例】

区分	種類					
産廃 (産業廃棄物)	廃プラ類	…廃プラスチック類	燃え殻	…燃え殻	廃アルカリ	…廃アルカリ
	金属くず	…金属くず	汚泥	…汚泥	がれき類	…がれき類
	ガ・コ・陶	…ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	廃油	…廃油	木くず	…特定業種の木くず、廃パレット
資源	古紙	…古紙	代表的なものを例示しており、製品によって区分・種類が異なる場合があります。「事業系ごみの種類」(P5)を併せて確認してください。			
	び・缶・ペ	…びん、缶、ペットボトル	また、産業廃棄物の処理委託に際しては、事業者において廃棄物情報をできるだけ正確に把握し、処理業者に伝える必要があります。環境省ホームページ「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を活用し、処理業者とコミュニケーションをとりましょう。			
一廃 (一般廃棄物)	-	(産廃と資源以外)				

	品目	区分	種類	備考
あ	厚紙	資源	古紙	
	油(鉱物・食用)	産廃	廃油	
	油の容器(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	金属製の場合は、産廃の「金属くず」
	アルミ箔(アルミホイル)	産廃	金属くず	
い	椅子(プラスチック・金属製)	産廃	廃プラ類	
	椅子(木製)	一廃	×	処理計画上受入しない
	板(建設工事に係るもの)	産廃	木くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
	板(長さ50cm、太さ5cm以内)	一廃	-	
	印鑑(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	木製の場合は、一廃
	インク	産廃	廃プラ類 廃酸 廃アルカリ	性状・成分・濃度を確認し、許可業者に委託
え	エアコン	産廃	廃プラ類	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づく処理 ⇒ P9
	枝(長さ50cm、太さ5cm以内)	一廃	-	
	LED照明	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	
	延長コード	産廃	廃プラ類	できるだけ小型家電認定事業者へ ⇒ P9
	鉛筆	一廃	-	
お	OA紙(機密性あり)	一廃	-	できるだけ民間の機密文書リサイクルサービスを利用すること
	OA紙(機密性なし)	資源	古紙	
	置物(陶磁器製)	産廃	ガ・コ・陶	
	汚泥	産廃	汚泥	
	おむつ(使用済み)	一廃	-	汚物を取り除くこと 感染性廃棄物は特別管理廃棄物として処理業者に委託
	おむつ(未使用)	産廃	廃プラ類	
か	ガーゼ	一廃	-	感染性廃棄物は特別管理廃棄物として処理業者に委託
	カーテン	産廃	廃プラ類	天然繊維の場合は、一廃
	カーペット	産廃	廃プラ類	
	カーボン紙	一廃	-	資源化できない紙類(禁忌品)
	懐中電灯	産廃	廃プラ類 金属くず	電池は外すこと
	鏡	産廃	ガ・コ・陶	
	傘	産廃	廃プラ類 金属くず	
	傘立て	産廃	廃プラ類 金属くず	陶磁器製の場合は、産廃の「ガ・コ・陶」

	品 目	区分	種 類	備 考		
か	菓子箱(紙製)	資源	古紙	金紙・銀紙が含まれる場合は、一廃(資源化できない紙類(禁忌品))		
	カセットテープ(ケース含む)	産廃	廃プラ類			
	カタログ	資源	古紙			
	カッター	産廃	廃プラ類	金属くず		
	カッターマット	産廃	廃プラ類			
	カッパ	産廃	廃プラ類			
	かつら	産廃	廃プラ類	人毛の場合は、一廃		
	かばん(合成繊維・合成皮革・プラスチック製)	産廃	廃プラ類	天然繊維・本革製の場合は、一廃		
	がびょう	産廃	金属くず			
	花瓶(ガラス製・陶磁器製)	産廃	ガ・コ・陶			
	髪の毛	一廃	-			
	かみそり	産廃	金属くず	持ち手がプラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」との混合物		
	紙パック	資源	古紙	中をすすいで、乾かすこと 中にアルミが貼られている場合は、一廃(資源化できない紙類(禁忌品))		
	紙袋	資源	古紙	持ち手がプラスチック製の場合は、取り外すこと		
	ガムテープ	産廃	廃プラ類	紙製の場合は、一廃		
	カメラ	産廃	廃プラ類	金属くず	ガ・コ・陶	電池は外すこと
	カレンダー	資源	古紙	金属部分は取り外すこと		
	瓦	産廃	ガ・コ・陶			
	瓦(建設工事に係るもの)	産廃	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの		
	缶	産廃	金属くず			
	缶(従業員の飲食に伴うもの)	資源	び・缶・ペ	飲料又は食料用のものであって、18リットル缶未満のもの 中を水ですぐこと		
	緩衝材(プラスチック製)	産廃	廃プラ類			
き	基礎付きの支柱(金属製)	産廃	金属くず	がれき類		
	脚立	産廃	廃プラ類	金属くず		
	急須(ガラス製・陶磁器製)	産廃	ガ・コ・陶			
<	空気清浄機	産廃	廃プラ類	金属くず		
	草	一廃	-			
	靴(合成繊維・合成皮革)	産廃	廃プラ類	天然繊維・本革製の場合は、一廃		
	ワッショーン	産廃	廃プラ類	天然繊維の場合は、一廃		
	クリアファイル	産廃	廃プラ類			
	クリップ	産廃	金属くず			
	クレヨン	産廃	廃油			
	軍手	産廃	廃プラ類	天然繊維の場合は、一廃		
け	蛍光管(水銀使用製品)	産廃	廃プラ類	金属くず	ガ・コ・陶	水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬並びに処分の許可を持つ業者へ委託
	消しゴム	産廃	廃プラ類			
	血圧計(水銀使用製品)	産廃	廃プラ類	金属くず	ガ・コ・陶	水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬並びに処分の許可を持つ業者へ委託
	血圧計(電子)	産廃	廃プラ類	金属くず		
こ	工具(金属製)	産廃	金属くず			
	コップ(ガラス製・陶磁器製)	産廃	ガ・コ・陶	金属製の場合は、産廃の「金属くず」 プラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」		
	ごみ箱(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	金属製の場合は、産廃の「金属くず」		
	ゴム印(金属製)	産廃	廃プラ類	金属くず		
	ゴム手袋	産廃	廃プラ類	天然ゴム製の場合は、産廃の「ゴムくず」		
	コンクリートブロック	産廃	ガ・コ・陶			

	品 目	区分	種 類	備 考
こ	コンクリートブロック(建設工事に係るもの)	産廃	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
さ	作業着	産廃	廃プラ類	天然繊維の場合は、一廃
	雑誌類	資源	古紙	
	座布団	産廃	廃プラ類	天然繊維の場合は、一廃
	皿(ガラス製・陶磁器製)	産廃	ガ・コ・陶	プラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」 紙製の場合は、一廃(資源化できない紙類(禁忌品))
	三角コーン	産廃	廃プラ類	
し	シーツ	産廃	廃プラ類	天然繊維の場合は、一廃
	CD(ケース含む)	産廃	廃プラ類	紙類は分別すること
	シール	一廃	-	資源化できない紙類(禁忌品)
	シャープペンシル(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	金属製の場合は、産廃の「金属くず」
	シャープペンシルの芯	一廃	-	
	写真	一廃	-	資源化できない紙類(禁忌品)
	シャベル	産廃	金属くず	持ち手がプラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」との混合物
	シャンプーの容器(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	収納ケース(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	朱肉	産廃	廃プラ類	
	シュレッダー紙	一廃	-	できるだけ民間の機密文書リサイクルサービスを利用すること
	消火器	産廃	廃プラ類 金属くず	広域認定制度を利用してリサイクル。回収方法は消火器リサイクル推進センターのホームページで確認(http://www.ferpc.jp) ※消火器の粉末は一廃
	定規(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	金属製の場合は、産廃の「金属くず」木製の場合は、一廃
	じょうろ(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	食品トレー	産廃	廃プラ類	
	シンナー	産廃	廃油	特別管理産業廃棄物許可業者に委託
	新聞紙	資源	古紙	汚れている場合は、一廃(資源化できない紙類(禁忌品))
す	スコップ(金属製)	産廃	金属くず	持ち手がプラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」との混合物 プラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」
	ストーブ	産廃	廃プラ類 金属くず	電池は外すこと 灯油は使い切ること
	ストロー(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	紙製の場合は、一廃(資源化できない紙類(禁忌品))
	スノーダンプ	産廃	廃プラ類 金属くず	
	スプーン(金属製)	産廃	金属くず	プラスチック製のものは、産廃の「廃プラ類」 木製のものは、一廃
	スプレー缶	産廃	金属くず	使い切ること ガス抜きについては、委託業者に確認すること
	スプレー缶のキャップ	産廃	廃プラ類	
	スポンジ	産廃	廃プラ類	
	スリッパ	産廃	廃プラ類	
せ	生花	一廃	-	
	生理用品(使用済み)	一廃	-	
	石膏ボード	産廃	ガ・コ・陶	
	セロテープ	産廃	廃プラ類	
	洗剤容器(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	紙製の場合は、一廃(資源化できない紙類(禁忌品))
	洗濯機	産廃	廃プラ類 金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づく処理 ⇒ P9
	洗濯ばさみ	産廃	廃プラ類 金属くず	
	扇風機	産廃	廃プラ類 金属くず	
	洗面器(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	金属製の場合は、産廃の「金属くず」
そ	造花	産廃	廃プラ類 金属くず	
	掃除機	産廃	廃プラ類 金属くず	

	品 目	区分	種 類	備 考
そ	ソファー (プラスチック・金属製)	産廃	廃プラ類 金属くず	
た	体温計 (水銀式)	産廃	金属くず ガ・コ・陶	水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬並びに処分の許可を持つ業者へ委託
	体温計 (電子式)	産廃	廃プラ類 金属くず	電池は外すこと
	体重計	産廃	廃プラ類 金属くず	電池は外すこと
	台車	産廃	廃プラ類 金属くず	
	タイマー	産廃	廃プラ類 金属くず	電池は外すこと
	タイヤ	産廃	廃プラ類	
	タイヤ用ホイール	産廃	金属くず	
	タオル	産廃	廃プラ類	天然繊維の場合は、一廃
	畳 (い草)	一廃	-	50cm×50cm以下に切断
	畳 (い草) (建設工事に係るもの)	産廃	繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
	畳 (スタイル)	産廃	廃プラ類	
	たばこ	一廃	-	
	たばこの外装フィルム (プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	たばこの外箱・中紙	一廃	-	資源化できない紙類 (禁忌品)
	たまごの殻	一廃	-	食品製造業等から排出の場合は、産廃の「動植物性残渣」
	たわし	産廃	廃プラ類 金属くず	天然繊維の場合は、一廃
	段ボール	資源	古紙	汚れている・防水加工されている場合は、一廃 (資源化できない紙類 (禁忌品))
ち	茶ガラ	一廃	-	食品製造業等から排出の場合は、産廃の「動植物性残渣」
	注射針	産廃	廃プラ類 金属くず	感染性廃棄物は特別管理廃棄物として処理業者に委託
	チョーク	産廃	ガ・コ・陶	
	チラシ	資源	古紙	
つ	机・テーブル (金属製)	産廃	金属くず	天板がプラスチックの場合は、産廃の「廃プラ類」との混合物
	机・テーブル (木製)	一廃	×	処理計画上受入しない
て	DVD (ケースを含む)	産廃	廃プラ類	紙類は分別すること
	ティッシュ	一廃	-	資源化できない紙類 (禁忌品)
	ティッシュ箱	資源	古紙	取り出し口のビニールは、産廃の「廃プラ類」
	デスクマット	産廃	廃プラ類	
	テレビ (液晶)	産廃	廃プラ類 金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づく処理 ⇒ P9
	テレビ (ブラウン管・プラズマ)	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づく処理 ⇒ P9
	電球 (白熱球)	産廃	金属くず ガ・コ・陶	
	電子レンジ	産廃	廃プラ類 金属くず	
	電卓	産廃	廃プラ類 金属くず	電池は外すこと できるだけ小型家電認定事業者へ ⇒ P9
	電池 (乾電池・リチウム電池)	産廃	金属くず 汚泥	乾電池・充電池 ⇒ P10
	電池 (ニカド電池・ニッケル水素電池)	産廃	金属くず 廃アルカリ	乾電池・充電池 ⇒ P10
	電池 (ボタン電池)	産廃	金属くず 汚泥	回収方法は電池工業会のホームページで確認 http://www.baj.or.jp
	電池 (リチウムイオン電池)	産廃	金属くず 廃油	乾電池・充電池 ⇒ P10
	電話機	産廃	廃プラ類 金属くず	
と	トイレットペーパーの芯・包装 (紙製)	資源	古紙	
	灯油	産廃	廃油	特別管理産業廃棄物処理業者に委託
	時計	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	電池は外すこと
	土砂	×	×	廃棄物処理法の規制対象外 必要に応じて他法令の定めに従い、適正処理すること
	塗料	産廃	廃プラ類 汚泥 廃油	廃プラ類、汚泥、廃油、腐酸、廃アルカリ等が含まれることがあるので、成分を確認すること

品 目		区分	種 類	備 考
な	長靴	産廃	廃プラ類	
	鍋	産廃	金属くず	持ち手がプラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」との混合物
	生ごみ	一廃	-	
ね	ねこ車（一輪車）	産廃	廃プラ類	金属くず
	値札（紙製）	資源	古紙	
の	農機具類（金属製）	産廃	金属くず	
	農業用ビニール	産廃	廃プラ類	ハウス用ビニール、マルチ、ポット、トレー等
	ノート	資源	古紙	
	農薬（液状）	産廃	-	原則使い切ること やむを得ず残った場合は、性状・成分を確認し、許可業者へ委託
	農薬（固形状・粉末状）	一廃	×	販売店等に相談
	のぼり（ポール）	産廃	廃プラ類	
	は	産廃	燃え殻	
は	灰皿（ガラス製・陶磁器製）	産廃	ガ・コ・陶	金属製の場合は、産廃の「金属くず」 プラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」
	はがき	資源	古紙	圧着はがきは、一廃（資源化できない紙類（禁忌品））
	バケツ（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	金属製の場合は、産廃の「金属くず」
	箱（紙製）	資源	古紙	金紙・銀紙が含まれる場合は、一廃（資源化できない紙類（禁忌品））
	箱（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	金属製の場合は、産廃の「金属くず」
	はさみ	産廃	金属くず	持ち手がプラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」との混合物
	箸（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	木製の場合は、一廃
	パソコン	産廃	廃プラ類	金属くず
	パソコンディスプレイ	産廃	廃プラ類	金属くず
	発泡スチロール	産廃	廃プラ類	
	バッテリー（鉛蓄電池）	産廃	廃プラ類	金属くず
	パレット（木製）	産廃	木くず	プラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」
	パンフレット	資源	古紙	
ひ	ビデオテープ（ケース含む）	産廃	廃プラ類	
	ビニールクロス	産廃	廃プラ類	
	ビニール袋	産廃	廃プラ類	
	びん	産廃	ガ・コ・陶	
	びん（従業員の飲食に伴うもの）	資源	び・缶・ペ	飲料水又は食料用のもの 中を水ですすいでふたを取り除くこと
	びんのキャップ（金属製）	産廃	金属くず	
	びんのキャップ（金属製）（従業員の飲食に伴うもの）	一廃	-	
	びんのキャップ（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	びんのキャップ（プラスチック製）（従業員の飲食に伴うもの）	一廃	-	
	ふ	ファイル（紙製）（ドッチファイル）	一廃	-
ふ	ファイル（紙製）（フラットファイル）	資源	古紙	OA紙は分別し、留め具は産業廃棄物のため取り外すこと
	ファイル（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	ファイルの留め具（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	金属製の場合は、産廃の「金属くず」
	封筒	資源	古紙	窓部分があれば切り取ること
	フォーク（金属製）	産廃	金属くず	プラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」 木製の場合は、一廃
	服	産廃	廃プラ類	天然繊維の場合は、一廃
	付箋紙（紙製）	資源	古紙	プラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」
	布団	産廃	廃プラ類	天然繊維の場合は、一廃（1m以内にたたんでひもで縛る）

	品 目	区分	種 類	備 考
ふ	プランター (ガラス製・陶磁器製)	産廃	ガ・コ・陶	金属製の場合は、産廃の「金属くず」 プラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」
	プリンター	産廃	廃プラ類	金属くず
	ブルーシート	産廃	廃プラ類	
	ブルーレイディスク (ケース含む)	産廃	廃プラ類	紙類は分別すること
	プロジェクター	産廃	廃プラ類	金属くず ガ・コ・陶
へ	ペットボトル (ふた・ラベル含む)	産廃	廃プラ類	
	ペットボトル (従業員の飲食に伴うもの)	資源	び・缶・ペ	中を水ですすぐこと ふたとラベルを取り除くこと
	ペットボトルのふた・ラベル (従業員の飲食に伴うもの)	一廃	-	
	ヘルメット	産廃	廃プラ類	
ほ	芳香剤 (プラスチック製)	産廃	廃プラ類	中身を使い切ること
	包装紙 (紙製)	資源	古紙	
	包丁	産廃	廃プラ類	金属くず
	ホース	産廃	廃プラ類	
	ボールペン (プラスチック製)	産廃	廃プラ類	金属部分は、産廃の「金属くず」
	ポスター	資源	古紙	
	ホッキス	産廃	廃プラ類	金属くず
	ポリタンク	産廃	廃プラ類	中身は使い切ること
	ホワイトボード	産廃	廃プラ類	金属くず ガ・コ・陶
	本	資源	古紙	
ま	本棚 (木製)	一廃	×	処理計画上受入しない
	まな板 (プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	まな板	一廃	-	
み	ミキサー	産廃	廃プラ類	金属くず
む	虫眼鏡 (プラスチック製)	産廃	廃プラ類	ガ・コ・陶
め	名刺 (紙製)	資源	古紙	プラスチック製の場合は、産廃の「廃プラ類」
や	メガネ (老眼鏡)	産廃	廃プラ類	ガ・コ・陶
ゆ	やかん	産廃	金属くず	
よ	雪べら (プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
よ	養生テープ	産廃	廃プラ類	
ら	ライター	産廃	廃プラ類	金属くず
	ラジオ	産廃	廃プラ類	金属くず
れ	ラジオ	一廃	-	電池は外すこと できるだけ小型家電認定事業者へ ⇒ P9
れ	リヤカー	産廃	廃プラ類	金属くず
れ	冷蔵庫	産廃	廃プラ類	金属くず
	レシート	一廃	-	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づく処理 ⇒ P9
	レジ袋	産廃	廃プラ類	
ろ	ロープ	産廃	廃プラ類	天然繊維の場合は、一廃
	ロッカー	産廃	金属くず	
わ	輪ゴム	産廃	廃プラ類	
	割りばし	一廃	-	
	割りばしの袋 (紙製)	資源	古紙	

問い合わせ先

事業場	事業系ごみの分け方・出し方等に関すること	マニフェスト等の報告に関すること
盛岡市 都南地域	盛岡市資源循環推進課 TEL 019-626-3733/019-626-3716 〒 020-8531 盛岡市若園町2-18(盛岡市役所若園町分庁舎3階)	盛岡市廃棄物対策課 TEL 019-626-7573 〒 020-8531 盛岡市若園町2-18(盛岡市役所若園町分庁舎3階)
紫波町	紫波町環境課 TEL 019-672-6893 〒 028-3392 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3-1	盛岡広域振興局 環境衛生課 TEL 019-629-6563 〒 020-0023 盛岡市内丸 11-1
矢巾町	矢巾町町民環境課 TEL 019-611-2506,2507 〒 028-3692 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地	

産業廃棄物処理業者の案内・マニフェストの販売

(一社)岩手県産業資源循環協会

TEL 019-625-2201 HP : <https://www.iwatesanpai.or.jp/>

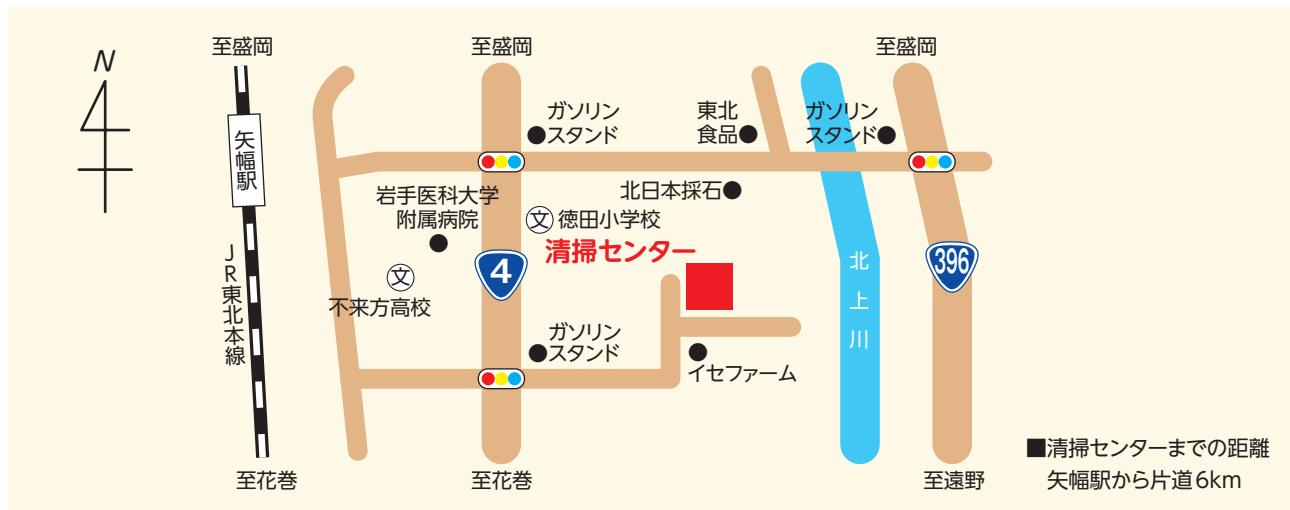
〒020-0023 盛岡市内丸16-15 内丸ビル5階

■一般廃棄物の搬入先

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター

TEL.019-697-3835

〒028-3603 紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2



事業者 向け ごみ分別辞典

令和3年8月発行
盛岡・紫波地区環境施設組合
TEL 019-697-3835

この分別辞典は、盛岡市の協力により盛岡・紫波地区環境施設組合が作成しました。